

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年12月5日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [] 外1件

議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 []

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [] 外4件

議案第26号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について

議案第27号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
本日は、2,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認 議案第25号1番
申請農地：滑川市[] 外3筆
譲受人：[]

帰庁

会 長 それでは、会議を再開します。
議事録署名委員に、福田 智委員、長谷川 玲子委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第23号1番について朗読及び説明)
申請地は、元々隣接する農地と一体的に[]が耕
作していましたが、かねてより譲渡人が所有を手放したいと考えており、
譲受人を探していたところ、滑川市内では引き受け手が見当たらず、知り
合いの伝手を頼りにしたところ、[]に居住する譲受人が手を挙げられ
たため、所有権を移転するものです。譲受人の居住地から農地は距離があ
りますが、譲受人の孫が滑川市に居住していることからその孫の協力も仰
ぎながら、今後[]から通いながら耕作していく意向とのことです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日、石倉推進委員と確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

会 長 それでは、この案件は許可することといたします。
では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 23 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、これまで譲渡人が耕作してきましたが、自身の年齢から今後自身で管理していくことが難しく、また、後継者が不在であることから、隣接する農地を所有する譲受人に贈与し、今後耕作していただくことを考え、今回申請されたものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日、吉田推進委員と現地等確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件についてですが、次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 24 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、県道滑川上市線の魚津側に 1 筆挟み、北陸新幹線高架横に位置する農地です。
申請地は、市街化傾向区域(街区面積に占める宅地割合が 40%超)の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は貸駐車場敷地です。申請地は現在休耕田となっており、今後、近接工場従業員や学習塾送迎、近隣住民駐車場 12 台分の需要が見込まれることから、貸駐車場を計画し申請されたものです。隣接農地は無く、雨水は隣接側溝に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 現場を確認しましたが、農地として活用するには難しい土地でしたので、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長にお返しします。

会 長 続きまして、議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 25 号 1 番について朗読及び説明)
こちらの案件は、先ほど現地確認してきたものです。
申請地は、県道栗山追分線と北陸自動車道の間位置する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接する中古自動車置場及び車両解体工場敷地の既存地拡張として 1/2 を超えない面積であるということ、農業振興地域の農用地区域からの除外が平成 30 年 8 月になされていることから許可できるものと考えられます。

転用理由は資材置場及び駐車場敷地です。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を有し、自動車販売・自動車解体部品選別工等を行っています。今回事業の拡大を予定したところ、既存地だけでは手狭であり、既存工場棟の敷地に隣接する申請地を資材置場、大型トレーラー等の重機置場及び来客・従業員駐車場として整備することを計画したものです。

隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地します。雨水は、資材置場部分は自然浸透、駐車場部分は調整池を新設し、既存地に 2 ヶ所ある別の調整池を経由し、オリフィスを介し土地改良区所有の水路を経て、早月川へ放流します。それ以外の周囲の隣接側溝には一切雨水が流れないように配慮します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 先日、浦田推進委員と現地確認してきましたが、今ほど事務局から説明があったとおり、排水もきちんとされる予定であり、特に問題ないと思います。

浦田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は3,000㎡以上の転用申請でありますので、県農業
会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第25号2番について朗読及び説明)
申請地は、県道富山・立山・魚津線に面する農地です。
申請地は、おおむね500m以内に■■■■認定こども園、■■■■公
民館があり、水道・下水管が埋設された幅員4m以上の道路に面した農地
であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、農家住宅分家敷地です。譲受人は、■■■■のアパートに夫婦
で居住していますが、実家が農家であり、今後も兼業農家として農作業に
従事すること、今後子供が生まれた時のことを考えた場合、現在のアパー
トや実家は手狭であることから、実家に隣接する申請地に住居を構えるこ
とを計画したものです。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨
水については前面県道側溝に放流します。汚水については、公共下水道
に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 先日、浦田推進委員と現地確認をしてきましたが、特に問題ないと思
います。

浦田推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第25号3番について朗読及び説明)

申請地は、市道道寺上梅沢線の接道に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地
と判断されますが、隣接地が実家であり、また、農業振興地域内の農用地
区域から除外されていることから、1種農地の集落接続として許可できる
ものと考えられます。

転用理由は一般住宅敷地です。譲受人は■■■■のアパートに夫婦で居住し
ていますが、今後両親の老後の世話や子供が生まれた時のことを考えた場
合、現在のアパートや実家は手狭であることから、実家の周囲で適地を探
したところ、実家に隣接する申請地が適地であり、住居を構えることを計
画したものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨
水については前面側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続
します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日、吉田推進委員と確認してきましたが、事務局から説明のあつたと
おりで、四方が住宅に囲まれており、耕作は難しいと思われますので、特
に問題ないと思います。

吉田推進委員 同じく、耕作には不適切な土地であり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第25号4番について朗読及び説明)
申請地は、市道上小泉町内5号線に面する農地です。
申請地は、市街化傾向区域であり、当該農地を含む街区における宅地面
積が4割以上となっていることから、第3種農地と判断され許可できるも
のと考えられます。

転用理由は、注文住宅分譲地です。譲受人は、■■■■で不動産事業等を営
んでいます。今般、申請地の土地所有者から今後、当該農地を農地として
利用していく見込みがないことから譲受人への売却希望があり、譲受人は

次の案件の5番の申請地と一体的に注文住宅分譲地1区画として売り出すことを計画し、申請したものです。

隣接農地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透及び前面側溝に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 周りは宅地化しており、農地として利用するのは難しいと思われ、宅地として有効利用されるのが良いと思われま。ですので問題ないと思いま

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思いま。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第25号5番について朗読及び説明)
申請地は、市道上小泉町内5号線に面する農地です。
申請地は、市街化傾向区域であり、当該農地を含む街区における宅地面積が4割以上となっていることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、注文住宅分譲地です。譲受人は、■■■■で不動産事業等を営んでいます。今般、申請地の土地所有者から今後、当該農地を農地として利用していく見込みがないことから譲受人への売却希望があり、譲受人は4番の申請地と一体的に注文住宅分譲地1区画として売り出すことを計画し、申請したものです。

隣接農地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透及び前面側溝に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 事務局から説明のあったとおりで、農地として活用は難しく、宅地として有効利用されるのが良いと思われま。特に問題ないと思いま。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思いま。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長にお返しします。

会長 続きまして、議案第26号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いします。令和4年度の農地パトロールの結果に基づき、11月17日、伊藤委員と事務局職員2名の3名で■■■■地内の現地確認を行ったところ、当該農地は未整備田で、草木が繁茂しており、農地に復元して利用することが困難な農地となっていることから、非農地であるものと判断されます。所有者は1名、2筆、1,568㎡です。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

黒田委員 「山林」になるとどうなるのか。

事務局 地目を「田」から「山林」へ変更登記が可能になります。

黒田委員 地目以外は何も変わらないのか。

事務局 そうですね。できれば所有者の方に保全管理していただきたいところですが、農地として復元するのが著しく困難な状態であることから、「山林」と判断し、地目の変更登記が可能となったということです。

吉田推進委員 固定資産税は変わるのか。

事務局 こちらから税務部局にも連絡しますので、今後現況確認して「山林」で課税されるものと思われま。固定資産税は若干安くなると思われま。

会長 農地が少なくなることで、何か影響はあるものなのか。

事務局 特に影響はないと思われま。各種統計等で農地面積が少なくなるということはありますが、それについては、耕作放棄地の非農地判断だけではなく、転用についても農地面積は減っていくことにはなりますので、特にそれについて影響があるとは考えられないと思いま。

会 長 所有者へ非農地判断したことは案内されるのか。

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

事務局 はい。所有者と、県の担当課、魚津の法務局へ通知をします。

令和 年 月 日

会 長 ほかにご意見、ご質問はありますか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定することといたします。

農業委員会会長

議事録署名委員

会 長 続きまして、議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

議事録署名委員

事務局 7 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の規定により、8 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
9 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 66 件、借り手 20 件で、面積合計は 384,817 ㎡です。うち、貸し手 20 件が新規設定になります。詳細は、10～23 ページに記載のとおりです。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 4 時 20 分 閉会